

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0756)

県最賃専門部会 第1回

令和3年7月27日 非公開

開催日時	令和3年7月27日	16時25分～17時00分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 群馬県最低賃金専門部会運営規程の一部改正について 2 令和3年度群馬県最低賃金専門部会の運営について 3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 4 群馬県最低賃金改正決定に係る審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>委員の皆様がお揃いになりましたので、定刻より前ではございますが、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それではただいまから、群馬地方最低賃金審議会第1回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出さ</p>

	<p>れるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。</p> <p>賃金室長の摩庭でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>最初に、本専門部会の開催にあたりまして、福永労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p>
<p>基準部長</p>	<p>福永でございます。</p> <p>令和3年度の第1回目の群馬県最低賃金専門部会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、本日の専門部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本年も専門部会における審議を始めることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、中央では、6月18日に経済財政運営と改革の基本方針2021が閣議決定をされまして、また7月16日には、後日、報告をさせていただく予定としておりますが、中央最低賃金審議会におきまして、本年度の地域別最低賃金額の改定の目安について、答申がまとめられたところでございます。</p> <p>こうした中、本日より、今年度の群馬県最低賃金の改定に関しましてご審議いただくわけでございますが、群馬県における経済、雇用の実態を踏まえ、当専門部会の自主性が発揮され、適切且つ慎重なご審議をお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>当専門部会の委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。</p> <p>これから先は、着座にて失礼いたします。</p> <p>当専門部会委員の候補者の推薦公示を行いましたところ、労働者及び使用者の各関係団体から委員の候補者の推薦がありました。選考の結果、それぞれ3名の方に群馬労働局長から委嘱発令をさせていただきます。</p> <p>公益委員の皆様につきましては、審議会委員でもあります3名の方を任命させていただきます。</p> <p>ご就任をいただきました委員の皆様のご委嘱状につきましては、労働局長からお渡しすべきところですが、時間の関係もございまして、お席に置かせていただいております。失礼とは存じますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。</p> <p>お手元の資料1をご覧ください。</p> <p>委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。</p>

させていただきます。委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願いをいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきましてよろしくお願いいたします。

次に、部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。

部会長及び部会長代理は、最低賃金法第 25 条第 4 項の規定で専門部会について準用する第 24 条により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後、労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

それでは、公益委員から事前に互選しました結果をいただいておりますので、発表いたします。

部会長には■■■■委員、部会長代理には■■■■委員をそれぞれ選出するとのことでございます。

労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

全会一致で選任されたことを確認させていただきます。

それでは、部会長になられました■■■■委員、部会長代理になられました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。

最初に■■■■委員からお願いいたします。

部会長

ただ今部会長に選任していただきました■■■■でございます。

この専門部会は群馬県の最低賃金を決定するというプロセスにおきまして、その審議を深めるという意味で、非常に重要な意味を持っていると認識しております。

	<p>審議におきましては、公平・公正な議事の運営が図られますように努めてまいりたいと考えております。委員の先生方のご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 続きまして、 委員、よろしくお願いいたします。</p>
部会長代理	<p>ただ今部会長代理に選出していただきました でございます。よろしくよろしくお願いいたします。</p> <p>こちらの審議会、専門部会は7年ぶりでございます。部会長のおっしゃった精神に則りまして、公平にご協力させていただきたいと存じます。よろしくよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これからの議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。よろしくよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、群馬県最低賃金専門部会運営規程の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。群馬県最低賃金専門部会運営規程の改正案をご提案させていただきたく、ご説明をいたします。</p> <p>資料2に規定改正案、資料3に現行規程、資料4に新旧対照表を用意させていただきましたのでご覧ください。</p> <p>資料4の新旧対照表のとおり、今回の大きな改正点は2点ございます。</p> <p>1点目は、今般のテレビ会議システムの普及状況を踏まえ、会議への出席の在り方を変更すること。</p> <p>2点目は、内閣官房行政改革推進本部事務局から、書面、押印、対面の手続を見直すとの方針が示されたことに伴い、議事録への署名を廃止することでございます。</p> <p>その他の細かい点につきましては、主に文言整理でございます。ご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、テレビ会議システムにつきましては、労働局のシステム整備を踏まえて実施させていただきたいと存じますので、今後に備えた変更でございます。</p> <p>また、議事録への署名を廃止とした場合、事務局において作成した議事録を委員の皆様にもメールでお示しいたしまして、ご確認を</p>

部会長	<p>いただく予定としております。 よろしく願いいたします。</p> <p>はい。ただいま、事務局から群馬県最低賃金専門部会運営規程の一部改正について説明がございましたが、これについて、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>【特になし】</p>
部会長	<p>事務局案を承認いただけたということで、よろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今回の改正は、時代に即したものであり、群馬県最低賃金専門部会運営規程を案のとおり改正し、本日付けで施行することとします。</p> <p>なお、内容確認のため、議事録が事務局からメールされるとのことです。ご確認をお願いいたします。</p> <p>次に、令和3年度群馬県最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。3点ございます。</p> <p>まず、1点目でございます。</p> <p>資料2の、案が取れて改正されました運営規程をご覧ください。</p> <p>専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明いたします。</p> <p>当専門部会の会議は、例年、専門部会運営規程第6条第1項にございます「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」等に該当するとして、第1回目から非公開となっております。</p> <p>本年度につきましても、今月2日に開催されました第1回目の審議会において、当専門部会の公開・非公開についてご協議をいただきました結果、「専門部会における会議の公開・非公開の決定の際の参考として、『当初から専門部会を非公開とすべきである。』との審議会の意向を専門部会に伝える。」とする結論に達したところでございます。</p> <p>この意向も参考にいただき、当専門部会の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>

<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいまの事務局の説明のように、当専門部会は、例年、第1回目から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、公開の要請等もあったことから、昨年度より審議会において専門部会の会議の公開・非公開が協議され、今年も協議した結果、『当初から専門部会を非公開とすべきである。』との意向が示されました。</p> <p>部会長としましては、審議会の意向も参考としつつ総合判断いたしまして、当専門部会は第1回目から非公開とすることが適当であると考えます。</p> <p>ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。それでは、ご賛同いただけたと理解いたしました。</p> <p>本年度も当専門部会の会議は第1回目から非公開といたします。</p> <p>引き続き、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。2点目でございます。</p> <p>続けて、資料2の運営規程をご覧ください。</p> <p>専門部会の議事録及び資料の公開・非公開につきましてご説明いたします。</p> <p>専門部会運営規程第7条第2項では、議事録及び資料については、会議同様原則公開であるものの、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。</p> <p>また、同条第3項では、「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する。」としています。</p> <p>昨年度より、当専門部会の議事録、資料及び議事要旨につきましては、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は公開用議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、専門部会の最後に一部非公開とすべき発言や資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただきます。</p> <p>加えて、当専門部会のご了解をいただきまして、労働局ホームページにも掲載させていただきます。</p>

<p>部会長</p>	<p>本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しては、これらの法律に規定された不開示情報を除き、開示されることとなります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>説明のございました2点目は、専門部会の議事録、資料の公開・非公開についてでございます。</p> <p>事務局説明のとおり、当専門部会の議事録等は、昨年度より原則公開としているところです。</p> <p>加えて、労働局ホームページへの掲載もしています。</p> <p>本年度も、当専門部会の議事録等については、各回の専門部会の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。それでは、今年度も専門部会の議事録、資料については、公開いたします。</p> <p>重要ですので、もう一度公開の方法を整理いたします。</p> <p>公開用議事録には発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。</p> <p>事務局にお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することといたします。</p> <p>以上のようにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>この他に、運営規程について、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思います。</p> <p>引き続き、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>最後の3点目でございます。</p> <p>専門部会の運営につきましては、ただいまご審議をいただきました運営規程にかかわることの他では、例年、専門部会の開催は3回であること。また、意見聴取や意見陳述は行わないこととしております。</p> <p>以上の取り扱いについても、ご審議をお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの事務局の説明のとおり、専門部会の運営規程にかかわることの他では、例年、専門部会は3回で終了すること。また、意見聴取や意見陳述は実施しないこととしています。</p> <p>本年も、同様の扱いとしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。では、そのようにさせていただきます。</p> <p>次に、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料5をご覧ください。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項でございます。</p> <p>第6条第5項は、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができるということでございますが、7月2日の審議会におきまして、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますのでご報告いたします。</p> <p>また、同条第7項の「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とのことにつきましては、運営規程にもあるところでございますが、廃止</p>

<p>部会長</p>	<p>に係る専門部会委員の皆様の解任通知文書につきましては、省略させていただきたく存じます。ご了解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいまの事務局の説明のとおり、当専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくようお願いいたします。</p> <p>また、当専門部会の廃止の手続きと通知の省略について説明がございました。これについてもご了解をお願いいたします。</p> <p>では次に、群馬県最低賃金改正決定に係る審議について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。資料6をご覧ください。</p> <p>本年度の審議会及び専門部会の開催日程につきまして、ご説明いたします。</p> <p>7月29日(木)午後1時30分から、2回目の審議会を開催いたしまして、審議会終了後、2回目の専門部会の開催を予定しております。</p> <p>8月6日(金)午後1時30分から、3回目の専門部会を開催いたしまして、専門部会終了後、3回目の審議会の開催を予定しております。</p> <p>8月24日(火)午前10時から、4回目の審議会の開催を予定しております。</p> <p>会場は、全てこの会議室でございます。</p> <p>審議会、専門部会につきましては、以上のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。</p> <p>次に、7月2日に、群馬県最低賃金の改正決定について、群馬労働局長から、群馬地方最低賃金審議会会長に諮問させていただきました写しが、資料7でございます。</p> <p>審議にあたりましては、地域別最低賃金の決定の3要素であります、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域における労働者の生計費 ② 労働者の賃金 ③ 通常の事業の賃金支払能力 <p>に基づきまして、骨太の方針等にもご配慮をしたご審議をいただきますようお願いいたします。</p>

	<p>また諮問後に、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見聴取の公示を行いましたところ、5 件の意見書の提出がありました。</p> <p>その写しが、資料 8 にございます。</p> <p>資料 8 の (1) は、[] 労働組合から提出されました、最低賃金の改善を求める意見書でございます。</p> <p>(2) は、[] から提出されました、最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書でございます。</p> <p>(3) は、[] 労働組合から提出されました、2021 年度の地域別最低賃金額の目安審議に向けた意見書でございます。</p> <p>次の (4) は、[] 労働組合から提出されました、最低賃金の改善を求める意見書でございます。</p> <p>最後の (5) は、[] 労働組合 [] から提出されました、最低賃金額の大幅引上げ等を求める意見書でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から 3 点の資料の説明がございました。</p> <p>1 点目は、審議会、専門部会の開催予定日について。</p> <p>2 点目は、最低賃金の改正決定の審議における 3 つの決定要素等について。</p> <p>3 点目は、関係団体から提出されました 5 件の意見書についてです。</p> <p>ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>それでは、この 3 点について、ご確認をお願いいたします。</p> <p>次に、その他の資料について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。ご用意しておりますその他の資料 9 から資料 19 について、ご説明いたします。</p> <p>資料 9 は、生活保護法の条文でございます。</p> <p>資料 10 は、令和元年度の生活扶助基準額でございます。</p> <p>資料 11 は、令和 3 年度の群馬県生活保護基準額表でございます。</p>

す。

資料 12 は、群馬県級地別人口の表でございます。

資料 13 は、北関東、群馬、栃木、茨城県の地域別最低賃金、新規高卒者初任給、標準生計費、有効求人倍率、消費者物価指数の比較対照表でございます。

資料 14 は、令和 2 年分の毎月勤労統計調査結果でございます。

資料 15 は、令和元年分の小売物価統計調査結果でございます。

資料 16 は、平成 28 年のパートタイム労働者総合実態調査結果でございます。

資料 17、18、19 は、目安小委員会配布資料でございます。

このうち資料 19 につきまして、厚生労働本省で行っている賃金改定状況調査の集計誤りのご報告でございます。

このことにつきまして、概況をご説明いたします。

令和 2 年度及び令和 3 年度の調査結果に誤りがございましたので、第 4 表の賃金上昇率を訂正させていただくこととなりました。

賃金改定状況調査は、全数調査ではなく、標本調査でございます。

標本調査は、ある集団の中から一部の調査対象を選び出して調べ、その情報をもとに、元の集団全体、即ち母集団の状態を推計するものです。

今回の調査結果の誤りの原因でございますが、復元の過程において、一部の産業で紐付けを誤り、別の産業の母集団労働者数を用いて集計をしたためでございます。

訂正の内容でございますが、第 4 表について、群馬県が属する C ランクでは、上昇率が、令和 2 年度では 1.5% から 1.3% へ、令和 3 年度では 0.6% から 0.5% に訂正されました。

この訂正につきましては、7 月 7 日に開催されました第 3 回目目安小委員会に報告され、議論の結果、昨年度の目安審議の結果には影響がないことが確認されたところでございます。

いずれにいたしましても、賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安を定める際の参考資料の 1 つであり、かつ、当専門部会の資料としてもお示ししております。

最低賃金の審議に関わる重要な統計調査における誤りについては、あってはならないことでもあります。

深くお詫びをいたします。

以上が本日の資料でございます。

部会長

はい。ただいま事務局から資料の説明がございました。

資料 19 で賃金改定状況調査結果の訂正の報告がございましたが、これについては、昨年度の専門部会における群馬県最低賃金額

	<p>改正決定の審議への影響について、検討する必要があると思います。</p> <p>当専門部会の資料として、昨年度も中央最低賃金審議会の目安審議の結果が提供されております。併せて賃金改定状況調査結果の第4表も提供されております。これらの資料は、当専門部会の審議にあたっての重要な資料の1つであります。</p> <p>一方、7月7日の第3回目目安小委員会での議論では、今回の数値誤りにより、昨年の中央最低賃金審議会の目安審議の結果には影響がない、とされたとのことでした。</p> <p>また、本専門部会では、これら以外にも様々なデータを踏まえて検討した上で、本県の実情に応じた最低賃金を公労使で審議してきたものでございます。</p> <p>これらを総合的に判断いたしますと、今回の調査結果の誤りにより、昨年度の本専門部会の審議結果が変わるものではないと考えますが、委員の先生方のご意見はいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。事務局においては、最低賃金の審議に関わる調査統計について、細心の注意を払っていただき、誤りのない資料の提供をお願いいたします。</p> <p>その他の資料につきまして、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、事務局から提供された資料、及び審議会長あてに提出された意見書の意見等も十分に踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>最後に、その他について、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。7月16日にありました中央最低賃金審議会目安小委員会の報告及び中央最低賃金審議会の答申でございますが、次回、7月29日の専門部会でご報告させていただく予定でございます。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
部会長	<p>本日の審議事項は以上ですが、全体を通して他にご意見等ござい</p>

<p>部会長</p>	<p>ましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>それでは、非公開事項はなしと確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第1回の群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議誠に疲れ様でした。ありがとうございました。</p>